

經濟と政治における自由の展生(一)

——その史的概観——

高橋 良三

現代は、一面において、市民的自由、したがって經濟活動の自由を基盤とした生活体系すなわち市民社会であるが、他面にあつては、この自由な經濟活動を外側から強力に統制する國家が超越する時代でもある。現代國家は外側から天降つた專制國家ではなくて、市民社会の自己規定としての民主制國家の形を採っている。しかし、形式的合理化によつて問題の解決がなされたわけではない。市民社会に内在する矛盾は國家權力の顯現に當つても複雑な屈折と色彩を投影している。また國家の治配權力が市民生活、殊に經濟活動に働きかける方向や程度にも極めて多岐多端なものがある。市民と國家、個人生活と政治との間の不斷の緊張關係は決して解けることなく、今日もなおわれわれの関心を惹いている問題である。「愛國」や「忠誠」が様々な立場や角度から論じられているのも、この緊張に堪えぬ現代人の「苦悶の象徴」であるということができようであらう。

少なくとも資本主義的社会体制を持続しつつある國家群、いわゆる自由陣營にあると稱する國民の間には、神話的ともいえる國家理念が底流している。カーライルが國家機能について述べた名句「無政府プラス警察官」が

これである。あるいは「夜警国家」といわれるニッケナムもこれと軌を一にするものであろう。かつてわが国でクロボトキンの研究を発表したことのために帝国大学の教壇を追放された先学は「良帽子不痛頭、良政府不家庄民」と筆を染めた。市民的自由とこれに対する国家的治配の問題は古くしてかつ新しい問題である。宗教や国が人々の共同生活を外側から規制した中世的世界が解体した十七、八世紀の西ヨーロッパに成立した市民社会を、その内側から支える理念を端的に表現したものととして、われわれはスミス（A. Smith）の『国富論』（“Wealth of Nations”, 1776.）の経済政策を扱った第四篇の冒頭部に見出すことができる。「経済学は、政治家ないし立法者のための学問の一部門と考えられるが、二つの相異なつた目的を提示するものである。すなわち、その第一は、人民に豊かな所得あるいは衣食の道を供すること、より適切に言えば、人民をして彼等自身のためにそのような所得あるいは衣食を供し得るようにさせることであり、第二には、国家あるいは政治団体にそれらの公共事業に十分な収入を提供することである。」このようにスミスは国家と経済との関係を、極めて卒直かつ具体的に経済の側面から規定している。あたかもこの古典の出版と年を同じくして発布されたアメリカの『独立宣言』もまた同じ理念を政治の側面から規定している。「われわれは次の真理を自明のものとして把持する。すなわち、すべての人は平等に創られたものであること、人は一定不可譲の権利を神から賦与されていること、その権利とは生命、自由ならびに幸福の追求であることがこれである。これらの権利を確保するために人民の中に政府を創設するが、その正当なる権力は被治配者の同意によつてもたらされるものである。」

この様は理念は決して外側から押しつけるものでもなく、天才的思想家の頭脳に天来的に思い浮んだというわけのものでもない。すでに形成されつつあつた市民社会的統一をその内側から支えている社会的通念を、含蓄的

混沌状態に知的反省を加えた結果を解明された状態において整序したものである。右の二つの歴史的テーゼは、まさに近代社会における個人的自由経済の体制と民主的政治体制との思想的基礎づけをしたものといふことができる。前者が経済秩序をその政府との関係の範型を示したものであるとすれば、後者は政治的ならびに経済的生活に対する権力的治配の限界を規定したものであるといえよう。そして、これらは共に歴史上全く新しい政治経済関係のパターンを打ち出したものであった。個人的企業体制と民主的政治体制の理念も唐突に現出したものではない。これらは生れるべくして生まれたものであり、歴史的に先行する事態の中に胎生したものである。現代の経済活動も治配行動も単に第十八世紀の個人的自由の理念や自由放任 (laissez-faire) の政策から引き継がれたというのではなくて、その制度も機能も思想的背景もさらに先行する時代に内在する課題の解決としてこの必然の所産なのである。ここでは、問題の論理的取扱いを別の機会に譲ることにして、そうした作業のための準備としても、一とまず、治配機構と経済生活との変貌する関係を歴史的に概観し、その中に、近代市民社会の支配的理念を形成した政治的・経済的自由の諸契機を見出す作業にとどめたいと思う。

二

一 いわゆる古代国家、たとえばエジプトやバビロンやニネベなどでは、周知のようにファラオやブトレミーと呼ばれる諸王が独裁的治配の座にあって、若干の宗教的禁忌に関する事象を除いては、一切の機能を集中的に把持していた。彼はその領下のすべての人々を戦争駆り立てることができると同様に、すべての人的物的資源をその経済的欲望の追求に動員することもできたのである。いわば経済生活全般に亘っての集中的統制が行なわれ

ていたといえよう。これはインカやアツテクの古帝国にあつてもほぼ同じ事情であつた。このような古代国家では政治と経済とは分ち難く結びついていた、というよりむしろ一つのものであつたのである。治配権力と経済秩序との諸機能は一人の専制的君主の手に握られて巨大な統一的管理体系を形成していたといえよう。道路も耕地も市場その他の諸施設もすべて国家の所有であり、物価も賃銀も生産や消費生活の末端に至るまで、大なり小なり国家の統制下におかれていた。しかもこうした独裁的治配の根柢にはつねに宗教的權威が鎮座していたのである。例えばエジプトのファラオが至高の神の地上の代理者であり、その権化であると信ぜられていたように、古代社会における強力な政治経済統制は神的權威に拠つて實現されていたといふことができる。⁽¹⁾

ギリシアの自然的諸条件は古代オリエントの諸王国とは対照的な様相を呈している。屈折の多い、しかも山々で小地域に境されている半島と、小さな多数の島嶼とから成つてゐる地勢では、中央集権的治配体制の成立にはもともと不適當であつた。古代オリエントは大体において乾燥地帯に属しており、降雨量が少なく、したがつて水利は大河川の増水にまたなければならず、その水によって灌漑される領域も比較的平坦な一地面をなしている。こうした自然条件の下での豊富な農業生産力とそれを實現するための水利共同事業が巨大帝国の形成に積極的條件となつたであらうことは見易い道理である。ところが、ギリシアは農業生産よりも、むしろ、それを基礎にそれを超えて発展した都市国家の対外通商活動にその本命を見出した社会であつた。国家に対する個人の優位性の近代的理念の源泉はまさにギリシアに發生するといふことができるが、だからといって古代ギリシアにおいて個人主義が確立していたというわけではない。たとえば、ある時代のアテナイのように民主主義が栄えたこともあるが、概観すればその政治経済活動はあげて権威主義的統制の下におかれていたといふことができる。軍事国家

のスパルタもピシストラトス (Pisistratus) の統治下のアテナイも民衆はその経済統制を受容しながら、より高度の文明を享受していたのである。ローマ帝国にあっては、ギリシアのそれよりもはるかに多くの自由が個人にも地方にも許容されたかのように見えたが、その軍事的略奪政策は瞬く間に全領域を奴隸化してしまった。武力と宗教的権威に擁立された皇帝の独裁的権力は領民の営為の一切を彼自身に集中せしめたのであった。

二　ローマ帝国の没落によって政治権力そのものが消失したわけではなく、それはただ所在を変えたにすぎなかった。帝国の経済的分解は地方都市間の緩慢かつ貧弱な商取引にまで衰弱して、それもやがて第五世紀頃になると殆んど消滅してしまった。そこでは土地も資本設備もその大部分が地方の封建領首の所有に帰し、大衆は荘園主の所有地を彼の農具を使用して耕作し、彼の粉挽工場や醸造工場を用役した。封建的世界における隸農に課せられた桎梏の重さはローマ時代の奴隸のそれとさして逕庭のあるものではなかった。経済行為の一切は地方領首の軍事的経済的あるいは社会的関心から出て打算に還えるていのものであった。ここでは流通経済が全く消失して、人々はただ食べて着て棲んで領主の利益のために働くだけの存在でしかない。政治と経済の統一化などといったものではなく、特権と義務と隸農と慣習とが領首の強力な政治的経済的権力によって堅く結び合わされた社会であった。それが第十世紀頃になると、社会経済生活に新しい殆動がみられるようになる。政治的勢力圏の一応の安全による平和的秩序はやがて通商活動を復活させる条件でもある。教会の権威が成長していくに伴って商人の対内的対外的活躍も次第に息を吹きかえて来た。そしてこの二つの成長を刺戟したものはノルマンのイングランド征復（一〇六六年）と十字軍の壮挙（一一〇九五年）とであったといえよう。これらの事件によって経済

は封建的墮眠の夢を破られたのである。

封建的割拠制が解体して幾つかの王朝にその権勢が集中し、経済生活に新しい動きが見られた。中世的世界ではあるが、経済発展のための必須条件ともいうべき経済行為における個人的主体的決定の可能性は存在し難い情況にあつた。人々の経済活動は中世紀独特の神学に裏打ちされた経済思想を把住する地域統治機関によって強力な制約をうけていたのである。人はすべて社会の共通目的の実現に奉仕すべきものとされ、しかもその目的は雑然たる個人的行為によって達成されるものでなくて、目的的に統制された秩序の下においてのみ、よく現成されるものであるというのが、中世における支配的理念であつた。したがって、ここでは教会が精神的世界のみならず物質的世界においても牧者として立ち現われ、微利貸付の禁止や公正価格の規定を初めとして、経済活動の広範囲に亘つて統制を加えていた。さらに、一方では市政府は都市の通商や財産管理を規制する法規を制定していたし、商工ギルドはギルドでそれぞれの利益を擁護し構成員の独占的地位を確保するために細部に亘つての統制を試みていた。他方、農村にあつては、荘園主が所有し治配する土地に百姓は固く結びつけられていた。総じて中世的世界における経済生活は団体的統制主義の下に規律されていたということができる。しかもその統制は概して完全かつ目的であつて偶発的なものは殆んど稀れであつた。慣習やギルド、殊に教会によって領導された中世の社会経済的安定はかなり長期間に亘つた。しかしやがて経済、政治、宗教をはじめ社会全般に及ぶ転形期が訪れ、ほぼ第十五世紀に至つて中世的世界は強力な国民国家によって治配される世界へ変貌していったのである。

農業生産力の緩慢な上昇と貨幣経済の滲透は都市の商工業の発展と相俟つて、旧い中世的安定が次第に掘り崩

されつつあった。第十四世紀の中葉に猖獗を極めた黒死病の惨禍こそはヨーロッパの政治・経済の変容に衝撃的外因となった一連の事象の一つであった。人口の急激な減少は荘園主の治配力を弱め、公課の納付や債務の履行を拒否する大胆さが農民の間に醸成された。これに対する土地所有者の搾取の強化や労働立法の理不尽な強制は、ついに「ケントの乞食坊主」にひきいられた百姓一揆にまで盛り上り（一三八一年）、引きつづく幾多の農民戦争の端を開いた。農民を土地に緊縛していた封建的体制は小作制に移行し、自由労働者の賃銀の高騰傾向も圧えきれなくなってきた。ペスト禍は封建的生活様式と古い人間関係に決定的衝撃を与えた。それは社会的転形の直接の原因となったのみならず、旧時代の社会的安定を揺り動かし、これを容易にする根因にもなったのである⁽²⁾。

旧時代の封建的桎梏を緩和するはたらきをした事象として、第十七世紀における宗教改革（Reformation）運動の昂揚を見落してはならない。プロテスタントイイズムの説いた教義は人々の眼を此岸から彼岸へ向けさせることによって、世俗的禁欲生活から解放することに成功した。富の蓄積はもはや罪悪でなく、神の栄光のための仕事として教会から祝福されることである。ここでは富める者が天国に行くことが駱駝が針の穴を通過するほど困難なことではなくなったのである。プロテスタントイイズムにあっては、中世神学の一面性が退けられて、此岸においても彼岸においても、ともに個人の生活が尊重される。このような経済生活に関する教義の転回がもたらした影響は極めて広範かつ深刻であった。カトリック的教義にしたがえば、世俗の仕事に従事しているとみられていた商人や職人や両替人などは低い社会的地位が与えられ、反対に、僧侶や托鉢僧や修道尼などのように、生産者であるよりもむしろ消費者ではあるが、精神的福祉のために奉仕していると考えられた人々こそ高い社会的地位に値するものとされたのである。こうした教義に裏打ちされた社会通念が、消費生活を刺戟するとはいえない

までも、少なくとも富の蓄積を抑制するはたらしきを持ったことは見安いことであろう。極度の節檢精神が生産活動も萎微させたのに反して、新しい教義の下では、地上に神の王国を創り此岸に完成と充足を現成すべきことを強調し、俗事に勉勵することに高い価値を見出したのであるから、その結果は当然に経済的發展に寄与するものとなったのである。職業観の革命的变化による生産的労働の積極的肯定が資本の蓄積を促進したのみならず、それが、原始キリスト教以来の伝統たる清貧素朴を理想とする禁欲主義の生活信条と結びついたとき、蓄積効果は一段と高められたであろうことは疑いなく⁽⁶⁾である。

さらに、われわれはルネサンス（Renaissance）運動がもたらした知的文化的成果についても見逸してはなるまい。ホワイトヘッド（A. N. Whitehead）が「みじくも道破したように、紀元一五〇〇年のヨーロッパ人は紀元前二二二年に死んだアルキメデス（Archimedes）よりも無知だったのである。学問の復興・知識の再発見は、再び人々を自分自身のために考えさせはじめ、思想の自由の再生は個人的自由や真理の探求など、あらゆる文化領域における新しい展開を促進したのである。もちろん、こうした知的精神的側面での昂揚の背景には、内外の通商活動を鼓舞した地理的発見にまで導いた東洋貿易のための新路線の開拓があつたことを忘れてはならぬ。内外市場の拡大は商工ギルドに嵌められていた統制のたがを緩め、個人的活動の機会を許さざるを得ない情勢が順致され、ギルドは解体の道を進むことになつたのである。

右にみたような幾つかの事象が社会経済の急激な変革の基盤となつて、政治的経済的自由を擁立すべき社会機構が現成するかに見えたが、歴史の歩みはそれほど単純ではなかつた。事實はより高度な集権的国家統制の宇宙を通過しなければならぬことを示したのである。すなわち、割拠的地方権力からの解放のための援助を国民的

主権者に求めたことが地方勢力の弱体化によって黙火された国家権力の集中化の火の手を煽ったこと、百年戦争（一三三八—一四五二年）のような政治的大事件の脅威が集中的強力な政治権力による庇護を待望させたこと、権力の集中的篡奪のための政治的策謀の青写真を描いたマキアベリ (Machiavelli) の『君主論』 (“The Prince”, 1513.) が王朝側を教唆したこと、あるいは、ボードン (J. Bodin) の『国家論』 (“De la Republique”, 1576.) が集中的政治権力を正当化する主権概念を宗教的権威において通俗化したこと、などがこの宇路への道を展いたといえよう。⁽⁴⁾ こうして、宗教、政治、軍事、経済一切の諸契機が一つになって集権的国家へ形成へと時代を領導し、解体した中世的世界の中に生い立った強権国家すなわち重商主義国家が約三世紀間の経済生活を支配することになったのである。

三 第十五世紀に形成されたヨーロッパの国民国家は第十八世紀に至るまで繁栄をつづけたといつてよからう。もちろん、その強力な国家的統制の痕跡は第十九世紀に至つてもなお見ることができたものもあつた。第二十世紀の世界に現出したナチやファシストの時代錯誤的事象は古い重商主義の再生版と言つていいものかも知れない。ネオ・マーカンティリズム (Neo-mercantilism) などという言葉さえ一と時は流行していたものである。ヨーロッパにおける重商主義諸国家の展開は、同じとはいえないまでも、大体においてはほぼ相似の発展過程を辿つた。国家利益は個人的利益に優位すべきものであるとする信条のもとに、旧来の地域的経済統制は細部に亘つてまで完全に集権的統制に取つて代られた。この時代思想を有力に代弁したものはかのホブズ (Thomas Hobbes) の主著『リバイアサン』 (“Leviathan”) であつたといふことができる。彼は人類の自然状態を万人の万人に対する

闘争の姿において見、こうした不安と不信の情態から脱却する道は、人々がその自然権を放棄してこれを絶対的
主権に代理せしめるほかはないとしたのである。このような思想は当時としても無条件無抵抗に容け入れられた
わけではなかったことはいうまでもないが、社会を超える国家権力の限らない優越を導き出すのに抛り処を与え
たことは確かである。

国内にあつてその集中的権力を護持し、国際社会にあつてその国威を發揚するためには強大な軍事力が必要と
されたし、その軍事力を維持していくためには大量の貴金屬を自らの手に納めておかねばならなかった。国民国
家の国内経済に対する統制と貴金屬獲得のための對外政策領土拡張への急傾斜が起らざるをえなかった。すなわ
ち、可及的急速かつ大量に貴金屬を手に入れるために貿易尻を黒字にしなければならぬし、そのためには輸出
を促出し、輸入を抑制しなければならなかった。こうした重商主義的貿易統制は決して単に對外通商政策のみに
止まり得るものでなく、国内の個人的經濟活動にまで打ち返しを伴なわなければならないわけにはいかなかった。政府は新
産業を欲奨し、生産も配分も自己の統制下においた。例えば、毛織物の生産を推進しようとした英国では、六才
以上の国民は何人も日曜休日には英国製の毛織帽子を着用すべきことを法律で制定した(一五七一年)し、労働条
件を厳格に規定した労働法(Statute of Apprentices, 1563.)は爾來二百五十年間も存続したのである。こうした経
済統制は、労働時間や労賃や生産量など、職業選択からあらゆる産業や労働条件にまで及んで実行され、いかな
る經濟活動も中央政府の統制の網目を逸れることは出来なかった。農業、工業、金融業はもとより、労働も消費
生活に至るまで、それらを細部に亘つての担制することが政府の任務と見做され、その經濟統制は國家の強大化
——それは國庫に収蔵する財宝の嵩に象徴された——を図る観点から國民經濟のあらゆる領域にまで滲透したの

(6) 聖徳太子は我が國の強國をなすの力となすべし。

- (1) Findlay Mackenzie (ed.); *Planned Society Yesterday, Today, Tomorrow*. Chap. II, © Sterling Tracy, Ancient Society. を参照せよ。
- (2) E. P. Cheyney; *An Introduction to the Industrial and Social History of England*, p. 106.
- (3) K. E. Boulding; *Religious Perspectives of College Teaching*. p. 7. を参' M. Weber; Die Protestantische Ethik und der Geist des Kapitalismus. 参 Tauney; The Rise of Kapitalism und Religion. を参
- (4) G. A. Steiner; *Government's Role in Economic Life*, p. 49. F. Mackenzie; *Ibid.*, Chap. III, S. J. Dempsey; *Medieval Society*.
- (5) E. P. cheyney, *Ibid.*, p. 175.

本稿に関しては、拙著「社会思想史研究」特に、その第一部第三章「正義の担い手としての国家と社会」が、その思想史的取扱いにおいて、全面的に参看される。